

疑問相談

国税通則法・法人税

災害等が生じた場合の申告書の提出期限の延長

Q

災害等により法人税の確定申告書を提出期限までに提出できない場合、その提出期限を延長するための制度があると聞きました。詳細について教えてください。

A

法人税の確定申告書の提出期限の延長制度については、国税通則法に基づくものと、法人税法に基づくものがあります。さらに、国税通則法に基づくものは国税庁長官が職権で行うものと、納税者等の申請に基づくものがあります。

【解説】

1 概要

法人が災害等の被害を受けた場合にはその申告書を法定申告期限内に提出できない場合があります。そのような事態を考慮して、申告書の提出期限や国税の納付期限を延長するための規定が設けられています。この期限の延長規定には、国税通則法に基づくものとして災害等による期限の延長と、法人税法に基づくものとして災害等により決算が確定しない場合の期限の延長とがあります。

2 国税通則法に基づく期限の延長

(1) 延長規定の内容

国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その

他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、次のいずれかにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り、当該期限を延長することができますこととされています（通法11、通令3①②③）。

① 地域指定（国税庁長官が職権で行う期限の延長）

国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり、災害等の理由により、期限までに申告、納付等を行うことができないと認める場合には、告示により地域及び期日を指定してその期限を延長することとされています。

② 対象者指定（国税庁長官が職権で行う期限の延長）

国税庁長官は、災害等の理由により、申告等の行為をすべき者であって期限までに電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る申告等の行為をすることができないと認める者（対象者）が多数に上ると認める

場合には、告示により対象者の範囲及び期日を指定してその期限を延長することとされています。

③ 個別指定（納税者等の申請に基づく期限の延長）

国税庁長官、国税不服審判所長、税務署長等は、災害等の理由により、期限までに申告、納付等を行うことができないと認める場合には、上記①または②の適用がある場合を除き、その行為をすべき者の申請により、期日を指定して申告、納付等の期限を延長することとされています。

上記①については、災害等の被害が広範囲にわたる場合に国税庁長官が地域を指定して期限の延長を認めるものであり、この地域指定があった場合には、納税者等が個別に申請を行わなくとも、指定された地域の居住者は自動的に期限の延長が認められます。

上記②については、平成 29 年度税制改正において拡充された期限延長手続であり、国税電子申告・納税システム（e-Tax）が期限間際に使用不能となる等の事象が生じた場合を想定したものです。

災害等の発生原因が個別的な場合やその範囲が比較的狭い場合には、上記①または②の規定による期限の延長がなされなくとも、上記③の規定を適用し、納税者等が自ら申請をして期限の延長を受けることができます。

なお、上記①または②の規定により期限が延長された場合においても、その延長した期間内において申告等ができないと認められるときは、災害その他やむを

得ない理由のやんだ日から 2 月を限度として、上記③の規定によりその期限を再延長することができることとされています（通基通 11 条関係 3）。

(2) 申請期限

国税通則法第 11 条の規定に基づく期限の延長の申請は、災害等の理由がやんだ後相当の期間内にすることとされています（通令 3④）。この災害等の理由がやんだ日とは、災害の場合であれば、「災害が引きつづいて発生する恐れがなくなり、申告、申請、納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日をいう」（『DHC コメント 国税通則法』（第一法規株式会社）912 ページ）と解されています。

3 法人税法に基づく確定申告書の提出期限の延長（災害等による期限の延長）

(1) 延長規定の内容

内国法人が、災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、確定申告書その提出期限までに提出できないと認められる場合には、上記 2 の国税通則法第 11 条の規定によりその提出期限が延長された場合を除き、納税地の所轄税務署長は、その内国法人の申請に基づき、期日を指定してその提出期限を延長することができることとされています（法法 75①）。

なお、法人税法の規定に基づく確定申告書の提出期限の延長規定としては、上記の他に法人税法第 75 条の 2 に基づく確定申告書の提出期限の延長の特例があります。上記の規定が災害等の偶発的・突発的の事情を対象とするのに対し、法人

税法第 75 条の 2 に基づく延長の特例は定款等の定めにより事業年度終了の日以後一定の期間内に定時総会が召集されない常況にある場合等の恒常的に生ずる事情を対象としている点が異なります。

(2) 申請期限

法人税法第 75 条の規定に基づく期限の延長に係る申請は、原則として、提出期限を延長しようとする申告書に係る事業年度終了の日の翌日から 45 日以内に、納税地の所轄税務署長に対し、申請書を提出する必要があります(法第 75 ②)。仮に、この延長に係る申請期限後から申告期限までに災害等のやむを得ない理由が生じた場合であっても、法人税法第 75 条の規定に準じた提出期限の延長が認められており、そのような場合にはその理由の発生後直ちに提出期限の延長の申請書を提出することとされています(法基通 17-1-1)。なお、上記 2 (1) の国税通則法第 11 条に基づく国税通則法施行令第 3 条第 1 項の規定による期限の延長(地域指定)を受けている場合においても、災害等の理由により決算が確定しないため確定申告書をその延長された期限までに提出できないと認められるときは、その延長された期限を法人税法第 75 条の規定による申請書の提出期限として、法人税法第 75 条の規定を適用することができるものとされています(法基通 17-1-3)。

4 国税通則法に基づく期限の延長と法人税法に基づく期限の延長の主要な差異

上記 2 (1) の国税通則法第 11 条に基づく国税通則法施行令第 3 条第 3 項の規定によ

る期限の延長(個別指定)と、上記 3 の法人税法第 75 条に基づく期限の延長のいずれの適用申請を行うかについては、法人が任意で選択できることとされています(参考：小原一博編著『法人税基本通達逐条解説八訂版』(税務研究会出版局) 1500 ページより)。

国税通則法の規定に基づく期限の延長規定があるにもかかわらず、法人税法に別段の規定が設けられている理由は、「法人税法等の申告の建前が確定決算に基づくことを要件としていることから、決算が確定しないという点について特段のやむを得ない理由がある場合には、上記の建前から期限を強行することができないので、延期を認めている」(同『DHC コメントール国税通則法』917 ページ)と解されています。

両者の主要な差異については以下のとおりです。

- ▶ 国税通則法の規定に基づいて申告書の提出期限が延長された場合には、その延長後の期限が法定申告期限、法定納期限となりますので、延滞税及び利子税は免除されます(通法 63 ②、64 ③)。これに対して、法人税法の規定に基づいて申告書の提出期限を延長した場合には、法定納期限も同様に延長されますが、その延長された期間に応じて利子税が課されます(法第 75 ⑦)。
- ▶ 国税通則法に基づく期限の延長は災害等の理由がやんだ日から 2 月以内に限られますが、法人税法の規定に基づく期限の延長には法令上このような制限は定められていません。ただし、申告期限の延長の申請に対する税務署長の承認は、「申請に係る理由を検討し、災害そ

の他やむを得ない理由の状況、その理由の消滅の時期、決算手続に着手し得る時期、決算手続に通常要する日数等を勘案して客観的に妥当と思われる日を指定することとし、法人の申請した指定を受けたい日を漫然と承認することのないようにされている」(同『DHC コメントール国税通則法』4445 ページ) とのことであり、申告期限の延長が無制限に認められるものではないと考えられます。

5 地方法人税、地方税の確定申告書の提出期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限が上記 3 の規定により延長されている場合には、地

方法人税の確定申告書の提出期限も同様に延長されず(地法 19 ⑤)。

なお、地方税法上でも国税通則法第 11 条と類似の期限の延長規定が設けられています(地法 20 の 5 の 2)。この他、事業税・地方法人特別税の確定申告書の提出期限の延長については法人税法第 75 条と同様の規定があり、別途申請が必要とされています(地法 72 の 25 ②、地令 24 の 3 ①、地方法人特別税等に関する暫定措置法 11)。住民税の確定申告書の提出期限は法人税の確定申告書の提出期限が上記 3 の規定により延長されている場合は同様に延長されるものと考えられます(地法 53 ①、321 の 8 ①)。

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません

《デロイト トーマツ税理士法人 ビジネス タックス サービス

パートナー 野邑 和輝 マネジャー 石橋 未央》